

旧吉野川流域下水道 管理運営業務要求水準書

令和5年7月

徳島県県土整備部水・環境課

目次

1	流域下水道の管理運営に関する基本的な考え方	1
2	管理の基準	
	(1) 施設の適切な維持管理	1
	(2) 施設の運転管理等	1
3	管理運営体制	2
4	業務の委託の制限	2
5	法令等の遵守	2
6	モニタリングの実施	
	(1) 事業報告書等	3
	(2) セルフモニタリング	3
	(3) 実地調査	3
	(4) 監査対象	3
7	情報管理	
	(1) 業務の実施を通じて知り得た情報	3
	(2) 個人情報	3
8	情報公開	4
9	規程の制定	4
10	危機管理対応	4
11	施設の目的外使用許可	4
12	各種保険	
	(1) 火災保険	4
	(2) 施設賠償責任保険	5
13	指定管理料及び経理等について	
	(1) 指定管理料の額	5
	(2) 指定管理料の支払	5
	(3) 帳簿及び会計証拠書類	5
14	原状回復義務	
	(1) 指定期間の満了等による場合	5
	(2) 毀損滅失した場合	5
15	備品の管理	5
16	業務の内容	
	(1) 施設の運営管理業務	6
	(2) 施設の維持管理業務及びその他管理に関し必要な業務	6
17	県と指定管理者の役割分担	7
18	業務不履行時の手続	7
19	協議	7

旧吉野川流域下水道（以下「流域下水道」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この要求水準書の定めるところによる。

1 流域下水道の管理運営に関する基本的な考え方

流域下水道の管理運営については、次に掲げる基本的な考え方に沿って行うものとする。

- (1) 関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (2) 流域下水道が、都市の健全な発達及び生活環境の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として設置されたことを踏まえ、この趣旨に沿った管理運営を行うこと。
- (3) 施設の機能を最大限に発揮するとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行うことにより、公共用水域の水質改善や経費の節減を図ること。
- (4) 関係市町の意見を管理運営に反映させること。
- (5) 管理運営に関する各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応すること。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 環境に配慮した管理運営を行うこと。
- (8) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。
- (9) 県が推進する事業や施策に協調した管理運営を行うこと。
- (10) 下水道施設の維持管理における地元企業及び下水道施設の維持管理技術者の育成に努めること。

2 管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務の基本事項は次のとおり。

(1) 施設の適切な維持管理

- ア 指定管理者は施設の設置目的に沿った運転等のため、施設の機能が良好に維持されるように、適切な維持管理を実施すること。
- イ 設備の維持管理に当たっては、設備の機能がより長期間、良好に発揮できるような維持管理に努めること。
- ウ 施設の維持管理の基準は、別紙1「管理運営業務仕様書」のとおりとする。

(2) 施設の運転管理等

- ア 指定管理者は施設の設置目的に沿って、施設の管理運営方針が達成されるように、適切な施設の運転管理業務の計画策定及び管理を実施すること。
- イ 処理場施設は、24時間運転とする。
- ウ 施設の運転に伴う放流水質や汚泥性状等の基準は、別紙2「水質管理運営業務仕様書」のとおりとする。

3 管理運営体制

管理運営業務を適正に実施するために、適正な職員を配置すること。

- (1) 総括責任者を専任配置すること。
- (2) 防火管理者など、法で定める有資格者を置くこと。
- (3) 各種業務の責任体制を確立すること。
- (4) 職員に対し研修等を実施し、管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。
特に緊急時に備えた訓練については、徹底すること。
- (5) 施設の目的、管理基本方針を理解し指導できる知識を有する者を配置すること。
- (6) 施設（建築物・工作物）の管理に関する知識を持つ者を配置すること。
- (7) 適切・迅速な修繕業務が遂行されるよう、経験豊富な技術者による対応が可能な状況であること。
- (8) 職員の勤務形態は、流域下水道の運営に支障がないよう定めること。

4 業務の委託の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁ずる。ただし、県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。

※ 業務の主たる部分とは、処理施設等の運転管理業務とする。

5 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法令等を遵守しなければならない。

事業の遂行に当たり、遵守すべき主な法令等は次のとおり。

- (1) 地方自治法
- (2) 下水道法
- (3) 水質汚濁防止法
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (5) 労働基準法はじめ労働関係法令
- (6) 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (7) 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- (8) 徳島県流域下水道条例
- (9) 個人情報保護に関する法律
- (10) 個人情報保護に関する法律施行条例
- (11) 徳島県情報公開条例
- (12) 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (13) その他関連法令

6 モニタリングの実施

県は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するために、モニタリングを実施する。

また、指定管理者は、施設の効果的かつ効率的な運営管理及びサービス向上の観点から、3か月に一度セルフモニタリングを実施すること。

なお、様式等詳細については基本協定において定める。

(1) 事業報告書等

ア 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、月次報告書等を県に提出すること。

イ 指定管理者は、各年度の終了後1か月以内に、本件施設の運営管理業務の実施状況や利用状況等を正確に記載した事業報告書及び本件施設の収支決算報告書を作成し、県に提出すること。

(2) セルフモニタリング

指定管理者は、施設の効果的・効率的な運営管理及びサービス向上の観点から、3か月に一度セルフモニタリングを実施して、その報告書を月次報告書等とともに県に提出すること。

(3) 実地調査

県は、施設の適正な管理運営を期すため、指定管理者に対し、必要に応じて業務日誌の点検並びに管理の状況、施設、設備及び各種帳簿等の実地調査を行う。

なお、県が実施するモニタリング結果は公表するものとする。

(4) 監査対象

徳島県監査委員及び包括外部監査人により、地方自治法に基づき指定管理者に対する監査等が行われる場合は、誠実な対応を行うこと。

7 情報管理

(1) 業務の実施を通じて知り得た情報

指定管理者、若しくは本業務の全部又は一部に従事する職員は、本業務の実施によって知り得た秘密及び県の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

また、指定管理者の指定期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(2) 個人情報

指定管理者は、指定管理業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十

分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護を図るため必要な措置を講ずること。

なお、必要な措置の詳細については、協定書において定めることとする。

8 情報公開

指定管理者は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第31条の2の規定に基づき当該施設の管理運営に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規程等（県民からの公開請求に対応できる制度）を設けなければならない。

9 規程の制定

指定管理者は、管理業務の処理について規程を定めることができるとともに、申請に対する処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。

なお、これらの規程を制定し、又は改廃するときは、県の承認を受けなければならない。

10 危機管理対応

(1) 指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめBCP、その他対応マニュアルを作成し県に報告するとともに、職員を訓練・指導すること。

(2) 指定管理者は、次の各号に該当する場合は、速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

ア 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。

イ 災害その他の事故により、施設にかかる県の財産が滅失したとき。

ウ 施設の利用を中止する必要があるとき。

エ その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

11 施設の目的外使用許可

隣接公園の臨時駐車場としての土地使用等、施設の目的外使用許可については、県が行う。

(参考資料④参照)

12 各種保険

(1) 火災保険

県が加入する。

(2) 施設賠償責任保険

施設の瑕疵、管理運営の瑕疵に係る賠償責任保険
指定管理者が加入すること。

補償額については、下記以上の保険に加入すること。

身体賠償： 1名当たり限度額 1億円
1事故当たり限度額 3億円

財物賠償： 1事故当たり 3千万円

1.3 指定管理料及び経理等について

(1) 指定管理料の額

指定管理料の額は、収支計画書（様式10-5表1）における人件費、変動費、維持管理費及び諸経費を合計した額から自主事業収入の額を控除した額に消費税及び地方消費税を乗せた額とする。

なお、汚水流入量に連動する変動費については、設計水量に対する流入水量の実績に応じて変更する。

(2) 指定管理料の支払

各年度ごとに県と指定管理者が協議の上締結する年度協定に従い、指定管理者の請求に基づき、県が支払う。

(3) 帳簿及び会計証拠書類

指定管理者は、経理規定を策定の上、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理するとともに帳簿及び会計証拠書類は5年間保管すること。

1.4 原状回復義務

(1) 指定期間の満了等による場合

指定管理者は、施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議すること。

また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、施設又は設備を現状に回復しなければならない。

(2) 毀損滅失した場合

指定管理者は、施設及び設備を毀損滅失したときは、県の指示するところにより、施設又は設備を現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

1.5 備品の管理

(1) 県は、参考資料⑥「備品・重要物品等一覧表」に記載する備品及び重要物品（以下「県有備品」という。）を無償で指定管理者に貸与する。

(2) 県有備品が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、必要に応じて、県が当該備品を調達する。ただし、1件10万円以下の県有備品の更新については、修繕費として指定管理者が実施すること。

- (3) 指定管理者は、故意又は過失により県有備品を毀損滅失したときは、当該備品と同等の機能を有するものを調達しなければならない。
- (4) 指定管理者は、任意により県有備品以外の備品を調達し、本業務実施のために供することができる。

16 業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとし、各業務の詳細内容については、適宜別紙1、2及び参考資料①～⑥を参照のこと。

(1) 施設の運営管理業務

ア 共通事項

次の点に留意した上で、前述の基本的な考え方に沿い、流域下水道を運営すること。

(ア) 最小の経費で、適切な維持管理を行うこと。

(イ) 安定した管理を行うため、適切な人材を必要な人員確保すること。

(ウ) 関係機関、関係団体及び近隣住民等との情報交換を図りながら運営業務を行うこと。

イ 下水道利用の促進（県の委託業務のほか、指定管理者が自ら行う業務（自主事業）を含む。）

(ア) 流域下水道の接続拡大を図るため、広報活動等を行うこと。

(イ) 施設見学の受付、見学者の案内等対応を行うこと。

(ウ) 施設の基本情報を紹介したパンフレットを作成・配布し、常備すること。

ウ 自主事業

自主事業とは、指定管理者が下水道の接続促進を目的として自主的に行う事業をいい、指定管理者は、企業協賛イベント、有料イベント等により指定管理料の負担軽減をすることができる。

なお、自主事業は施設の設置目的に合致している必要があり、自主事業の実施に当たっては事前に県の承認を得ること。

(2) 施設の維持管理業務及びその他管理に関し必要な業務

次の点に留意した上で、施設及び設備を正常に保持し、施設の設置目的に沿った運転等のため、日常的な保守点検（法定点検・任意点検）を行うとともに消耗品の補充・交換、施設の補修修繕、運転・監視、清掃及び保安業務、衛生管理等の施設管理業務を行うこと。

※詳細については、別紙1「管理運営業務仕様書」及び別紙2「水質管理運営業務仕様書」を参照のこと。

17 県と指定管理者の役割分担

	項 目	指定管理者	徳島県
①	施設設備の維持管理(清掃等を含む)	○	
②	機械設備の保守点検	○	
③	敷地内の環境保全	○	
④	安全衛生管理	○	
⑤	物品の保管・管理	○	
⑥	接続促進事業の企画、運営	○	
⑦	施設設備の修繕	○	
⑧	施設設備の大規模な修繕		○
⑨	事故、火災等による施設の損傷(事案による)	○	○
⑩	不可抗力、施設の瑕疵に基づく施設見学者の被災に対する責任	○	○
⑪	施設の管理上の瑕疵に基づく施設見学者の被災に対する責任	○	
⑫	火災共済保険加入		○
⑬	包括的な管理責任		○

18 業務不履行時の手続

指定管理者が管理運営サービス水準を満たしていないと県が判断したときは、次の措置をとる。

- (1) 県は指定管理者に対し、改善措置を勧告し、指定管理者は改善計画書を提出する。
- (2) 県と指定管理者から構成される関係者協議会で改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 県はモニタリングにより改善計画書に従った業務の改善が認められているか判断する。
- (4) 県が改善が認められないと判断した場合、違約金相当額を指定管理料から減額する。

違約金の設定については、「徳島県流域下水道の管理運営に関する基本協定書」の別紙4「業務不履行時の手続」を参照すること。

- (5) 県は(1)から(4)を経ても、なお、業務の改善が認められないと判断した場合、又は、同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由が発生した場合、指定管理者の指定を取り消し、又は、管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

19 協議

この要求水準書に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じたときは、県と協議し、決定する。

- 参考資料① 施設配置図・概要図集
- 参考資料② 過去5年間（平成30年度～令和4年度）の管理運営費の状況
- 参考資料③ 年度別運転実績
- 参考資料④ 管理運営体制の状況（令和5年度現在）・行政財産使用許可関係
- 参考資料⑤ 委託業務一覧、修繕費執行状況一覧
- 参考資料⑥ 備品・重要物品等一覧表